

令和4年度八王子市農業委員会第2回総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年5月30日 月曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後2時55分 まで
- 4 出席委員 (20名)

農業委員会委員

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 田中政博 | 2番 米津元一 |
| 3番 菱山史郎 | 4番 中西伸夫 |
| 5番 美濃部弥生 | 6番 澤井博 |
| 7番 小林裕恵 | 8番 熊澤治彦 |
| 9番 原島元義 | 10番 馬場貴大 |
| 11番 峰尾幸代 | 12番 菱山まり子 |
| 13番 坂本真一 | 14番 有竹満次 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 15番 門倉豊 | 16番 井上正芳 |
| 17番 内田寛 | 18番 内田清文 |
| 19番 和田一彦 | 20番 大塚隆廣 |

- 5 欠席委員 (2名)

- | | |
|----------|----------|
| 21番 町田裕通 | 22番 田中道夫 |
|----------|----------|

- 6 事務局職員出席者

- | | |
|-----------|---------|
| 事務局長 大津仁利 | 課長 須藤文夫 |
| 主査 上原裕之 | 主査 篠原勝久 |
| 主任 萩原健太 | 主任 原清貴 |

令和 4 年度(2022 年度)

八王子市農業委員会 第 2 回総会 議題

(令和 4 年 5 月 3 0 日)

【専決処分案件】

- 第 1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第 2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第 3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第 4 相続税の納税猶予に係る適格者としての 3 年ごとの証明について

【審議案件】

- 第 5 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 8 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 9 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

【報告案件】

- 第 1 0 令和 4 年度農地等の利用の最適化の推進に係る活動目標の設定について
- 第 1 1 農地の権利取得の届出について
- 第 1 2 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長

それでは、ただいまから、令和4年度八王子市農業委員会第2回総会を開会します。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、室内の換気等に配慮しておりますが、併せて総会の円滑な進行につきましても、みなさまのご協力をお願いいたします。

本日、欠席通告のあった委員を報告します。第21番町田裕通委員、第22番田中道夫委員です。農業委員定数14名のうち、過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。

また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。

事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利を伴わない転用の届出について」
4月1日から4月30日までの届出分（16件）
第2「市街化区域内農地の権利を伴う転用の届出について」
4月1日から4月30日までの届出分（35件）

議長

これからご質問・ご意見等を伺いますが、発言の際は挙手をして、お名前を告げてからお願いいたします。ただいま、第1・第2について、報告がありました。第1・第2について質問はございませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
（4件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

議 長 質問なしと認め、進行します。第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。願出地が農業経営を引き続き行っていること（7件）

議 長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

議 長 質問なしと認め、進行します。第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。
貸し手について、住所は梅坪町、利用権を設定する土地は戸吹町の2筆、1,779㎡。利用権の種類は、賃借権。契約期間は10年間。
借り手について、住所は中野上町四丁目。
農業専従者は1人。農作業従事日数は年間350日。経営作物は露地野菜。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは、ご報告いたします。5月11日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施し、借り受け人から今後の作付計画などを伺いました。当該地は、現在樹園地で、畑として使用するには伐根等の作業が必要となりますが、今回の貸借が成立した後、補助金を活用して整備を行う予定とのことです。その後、コマツナやスイートコーンを中心に作付けしていきたいとのことでした。収穫作物の主な出荷先は、道の駅八王子滝山で、自宅前での直売も好調とのことです。借り受け人は、令和2年2月に初めて戸吹町の農地を借りて、新規就農者となりました。その後、同じく戸吹町の農地を借りて経営規模を拡大しています。今回借りる予定の農地も同じく戸吹町で、農作業の効

率も良く、経営規模拡大に適した農地だと思います。借り受け人は、非常に真面目な性格で、ガッツもあります。個人の経営ということで大変な面も多いかと思いますが、がんばってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので進行します。お諮りします。第5については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手1について、住所は高月町、利用権を設定する土地は高月町の2筆、1,063㎡。利用権の種類は、使用貸借権。契約期間は10年間。

貸し手2について、住所は高月町、利用権を設定する土地は高月町の1筆、531㎡。利用権の種類は、使用貸借権。契約期間は10年間。借り手について、住所は長沼町。

農業専従者は1人。農作業従事日数は年間150日。経営作物は野菜。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。5月10日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り受け人から今後の作付計画等を伺いました。今回利用権を設定する土地ですが、農地中間管理機構を介して情報提供があった農地で、既に貸借している農地の近くにあります。1筆は日当たりがよく、草刈りがされている状態で、2筆は、雑草が繁茂していましたが、貸借の成立後は、草刈りと耕うんを行い、栽培環境を整え、ネギを育てていくとのことでした。また、

作物の栽培状況に応じて、獣害対策用の電気柵の設置も検討しているようです。収穫したネギは、中西ファームで農業研修をしている頃から取引のある飲食店やスーパーと契約し、全量出荷していくとのことでした。借り受け人は、令和3年11月に新規就農した後、借り受けた畑できれいにネギを作付けしています。農業経営の安定化を目指し、真摯に農業に取り組む姿勢は、新規就農希望者にとって良い刺激となり、地域の活性化にもつながるため、担当委員として応援したいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。
貸し手について、住所は高月町、利用権を設定する土地は高月町の1筆、914㎡。利用権の種類は、賃借権。契約期間は10年間。
借り手について、住所は暁町二丁目。
農業専従者は1人。農作業従事日数は年間190日。経営作物は露地野菜。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。5月10日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施し、借り受け人から今後の作付計画などをお聞きしました。今回利用権を設定する農地ですが、農地中間管理事業を介して情報提供がありました。場所は、高月町の小作地区で、現在は雑草が伸びていますが、今後、草刈りと耕うんを行い、ネギの栽培に

適した環境を整えていく計画です。農機具は、耕うん機や草刈り機等と同じ高月地区で新規就農された方と共同で使用することです。なお、収穫したネギは、道の駅八王子滝山へ出荷を検討されているほか、新規就農者が集まる直売イベントなどで販売する予定です。借り受け人は、新規就農に先立って研修を受講した農園で、農作業の楽しさや厳しさを肌で感じるとともに、自らの努力で色々なことに挑戦できる農業の魅力に目ざめたそうです。もともと会社員だった頃から、外に出て体を動かしながら仕事をしたいという思いがあったそうで、とても真面目で勉強熱心な方です。高月地区では、数少ない女性農業者の参入となるため、地域の活性化につながるだけでなく、他の農業者にも良い刺激になると思います。借り受け人が今後も高月地区の農業者と協力しながら、安定した農業経営ができるように応援していきたいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。
貸し手について、住所は堀之内、利用権を設定する土地は堀之内の4筆、1,361㎡。利用権の種類は、賃借権。契約期間は11年間。
借り手について、所在地は堀之内。
農業専従者は2人。農作業従事日数は年間250日。経営作物は露地野菜。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは、ご報告いたします。5月16日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、利用権の設定を受ける法人の代表取締役から、今後の作付け計画などをうかがいました。借り受け人は、堀之内で農作物の生産、卸し・販売などを行っている法人で、代表取締役も平成30年に就農された新規就農者です。大谷町のとうきょう元気農場で給食用の野菜を栽培するほか、昭島市の生産緑地を借りています。今回、利用権を設定する農地は、既に借り受けていて、令和5年7月末に貸借の期間が終了しますが、農作業の効率化を図るため、今後、「八王子市都市農業振興施設整備事業費補助金」を活用して、当該地にハウスや井戸を設置する予定です。ここで貸借の期間を延長し新しく設置するハウスで周年栽培を行い、長期にわたり収入を安定させることを目指しているとのことでした。当該地では、主にニンジン、ホウレンソウ、カブ、コマツナなどが作付されており、今後はルッコラやキュウリなども作付けする予定とのことでした。収穫した野菜は、仲卸業者を通じてスーパー等へ納品するほか、学校給食へ提供しており、定期的に個人販売も行っているとのことでした。代表取締役は個人としても法人としても農業経営を実践しており、意欲的に農業に取り組む姿勢がうかがえました。「有機JAS認定」の取得に向けて精力的に取り組む熱意もあり、新鮮でおいしい農作物を提供する、八王子の中心的な農業法人を目指して、がんばっていただきたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。はい、推進委員。
推進委員 議題の5番から8番に関連することについてですが、毎月、新規就農や経営規模拡大ということで審議案件が出ています。作付け計画書や損益計画書は良いものができているのですが、実際に畑がどのように使われているかなどの確認方法はどうなっているのでしょうか。委員

が9月から10月に生産緑地や調整区域内農地を確認していますが、その時のみだけなのか、それ以外にも確認をしているのか。教えていただきたい。

事務局 委員に協力いただいている現地調査はもちろん、事務局職員が当該地近隣の現地調査に行った際に確認したり、JAや都の職員から情報をいただいたり、様々な情報を共有し補完しあい、農地を確認しています。

推進委員 貸借が成立した後、計画どおり作付けもされず、適正に管理されていない畑については、自分たちが指導をして良いのですか。

事務局 そういった情報は、事務局に報告していただければ、事務局や農林課の職員が見回りや声掛けをしていきたいと思います。その際には、委員の活動報告に記載していただければと思います。

議長 他にございませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第9「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。被相続人について、住所は下柚木、耕作面積は2,218㎡。相続開始年月日は令和4年1月15日。
相続人について、住所は下柚木、年齢67歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は下柚木にある4筆、927㎡。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は平成24年4月1日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それではご報告いたします。5月11日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする下柚木字一号の4筆は生産緑地指定を受けている農地です。当該生産緑地ではきれいに耕うんされ肥培管理が行われ、クリ、ブルーベリー、ビワ等の樹木が栽培されて、ジャガイモ、トマト、キュウリ等の露地野菜が作付けされていました。また、今後はサツマイモを作付けする予定とのことでした。収穫物は自家消費するほか、年に数回、願出者の妻の英語教室で販売するそうです。また、英語教室の児童にジャガイモ掘りを体験してもらい取り組みを行っているそうです。願出者は、平成24年に会社を退職した後、父親と一緒に農作業を行いながら農業技術を習得しており、農業技術や農業知識に関して問題はありませんので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議長 説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。第10「令和4年度農地等の利用の最適化の推進に係る活動目標の設定について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第10「令和4年度農地等の利用の最適化の推進に係る活動目標の設定について」を報告。

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第11「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第11「農地の権利取得の届出について」を報告。（2件）

議 長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
第 12「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告し
ます。事務局より報告願います。

事務局 第 12「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。
「納税猶予の適用を受けたことの通知」（2 件）
「都市農地の貸付けの特例の適用を受けることとなったことの通知」
（1 件）

議 長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
以上で、本総会議題の全日程は終了しました。
ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたしま
す。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第3番 菱山史郎委員

第5番 美濃部弥生委員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和 4 年度八王子市農業委員会第 2 回総会を閉会
します。

《午後 2 時 55 分閉会》